

認定 NPO 法人芸術と遊び創造協会

芸術と遊び活動サポート助成金 交付要綱

(目的)

第 1 条 この助成金は、会員の「芸術と遊びの専門性を生かした」地域活性化・福祉増進・子育て支援・高齢者支援・会員相互の研修などを目的とした活動のための資金を助成することにより、会員の夢をかなえるための第一歩を後押しすること、を目的とする。

(申請の条件)

第 2 条 申請について、以下の条件を満たすものとする。

1 申請者、申請団体の適格性

- 事業を計画に従って遂行できる能力を有するか
- 申請者、主なメンバーの熱意、見識及び能力が信頼するに足りるものであるか
- 申請者は、認定 NPO 法人芸術と遊び創造協会の会員であり、下記のいずれかの資格を保有しているか

おもちゃコンサルタント、アクティビティ ディレクター、保育 絵画指導スペシャリスト

2 当該事業の適格性

- 当該事業が、申請者、申請団体の営利、政治、思想及び宗教活動を目的としないものであるか
- 当該事業が、特定の個人や団体の利益を目的としないものであるか

(選考基準)

第 3 条 選考は下記の基準に基づき、認定 NPO 法人芸術と遊び創造協会内に設置される助成審査委員会にて行う。

1 助成の必要性

- 団体、及び応募事業の事業計画・目的は明確かどうか
- 当該事業が、認定 NPO 法人芸術と遊び創造協会の理念にかなうものか
- おもちゃコンサルタント、アクティビティ ディレクター、絵画スペシャリストの専門性を生かした事業かどうか

2 当該事業の実現可能性

- 当該事業の実施スケジュールが具体的であり、かつ予算の積算根拠も適切か
- 事業を推進できる組織体制、外部の協力体制を有しているか
- 事業対象地域のニーズ、理解はあるか

3 当該事業の社会的価値

- 当該事業に斬新性はあるか
- 当該事業を行うことで、芸術と遊びの推進に効果があるか
- 当該事業がモデル的な活動として波及効果が期待できるか

(助成対象となる活動及び交付額)

第4条 助成対象となる活動及び交付限度額については、別に定めるガイドラインのとおりとする。

1 事業の実施時期は原則として交付決定後とする。

2 助成金額は最大 500,000 円とし、助成金申請額の 1,000 円未満は切り捨てる。

3 結果通知後、半額を交付。事業実施・報告書の提出後、残りの半額が交付されることとする。交付額が 10 万円以下の場合は、結果通知後、全額まとめて交付される。

(助成審査委員会)

第5条 助成金の交付等に関して公平かつ客観的な審議を行うため、認定 NPO 法人芸術と遊び創造協会内に助成審査委員会を設置する。

- 1 審査委員会での審議の結果、減額して助成する場合がある。
- 2 選考過程、及び採択に際して、応募事業に対して採択条件を設ける場合がある。

(助成金の交付対象)

第6条 助成金の使途は、団体または個人が事業を実施するうえで必要な経費とする。なお、助成の対象経費については、別に定めるガイドラインのとおりとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体または個人の申請者は、所定の申請書(様式1)に必要事項を記入し、下記の添付書類を添えて認定 NPO 法人芸術と遊び創造協会理事長あてに申請するものとする。

	定款・会則	会員名簿	本年度収支予算書・事業計画書	前年度収支予算書・事業報告書	企画書、参考資料など
既存の団体の場合	○	○	○	○	○
新しく設立する団体の場合	○	○	○	—	○
個人の場合	—	—	—	—	○

- 1 助成金の申請は、当該年度内においては、1団体1申請とする。

(助成金対象事業の期間)

第 8 条 助成金対象事業の期間は以下のとおりとする。

助成金交付決定から、2018 年 2 月 28 日までに実施の事業

(助成金の申請期間)

第 9 条 助成金の申請期間は以下のとおりとする。

2017 年 8 月 1 日～9 月 15 日

(助成金の交付決定)

第 10 条 認定 NPO 法人芸術と遊び創造協会理事長は、審査委員会の審査結果を受け、助成の可否および助成金額の決定を行い、速やかにその決定を申請団体代表者に通知する。

(助成事業内容の変更の報告)

第 11 条 助成金の交付を受けた団体または個人は、第 7 条の規定により提出した書類の内容に変更があったときは、速やかに会長に届け出て、変更の承認を受けなければならない。(様式 2)

(実績報告)

第 12 条 助成金の交付を受けた団体または個人は、当該事業等の終了後、翌月の末日までに助成金交付事業報告書(様式 3)に関係書類を添えて、認定 NPO 法人芸術と遊び創造協会理事長に提出しなければならない。

1 助成金の交付を受けた団体は、当該事業等に係る経理を明らかにし、関係書類を常に整備しておかなければならない。

2 当該事業の成果については、原則として公開するものとする。

(助成金交付事業の明示)

第 13 条 助成金の交付を受けた団体は、当該事業等で作成した印刷物及び整備した備品その他の成果物等に、助成金交付事業である旨表記をしなければならない。

(助成金の返還・精算等)

第 14 条 認定 NPO 法人芸術と遊び創造協会理事長は、助成金の交付を受けた団体または個人が次の各号の一に該当する場合は、実情を調査のうえ、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 不正な方法により助成を受けたとき
- (2) 当該助成事業を中止したとき
- (3) 助成金を交付目的以外のものに使用したとき
- (4) 実施された当該助成事業の実績に基づき算出した助成金額が、既に交付した金額を下回るとき
- (5) その他、この要綱の規定に違反したとき

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、認定 NPO 法人芸術と遊び創造協会理事長が別に定める。